

確 認 書

寒冷地手当の支給について、国立大学法人北海道大学と北海道大学教職員組合との間で、下記のとおり合意したので確認する。

記

1. 平成18年7月13日付け確認書に基づき、社会の状況を勘案して北大独自に決定することについて協議したが、平成19年度以降の寒冷地手当の支給額及び支給方法については合意に至らなかったこと。
2. 平成19年度については、平成19年9月27日の団体交渉で大学側が提示した寒冷地手当の支給額及び支給方法により支給すること。
3. 平成20年度以降の寒冷地手当の支給額及び支給方法については、両者誠意をもって継続して協議を行うこと。

平成19年9月28日

国立大学法人北海道大学総長 佐 伯

浩



北海道大学教職員組合執行委員長代行 東 山

寛

